

# 通所介護サービス契約書

様

---

社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会

## 通所介護サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に提供する通所介護サービスについて、それぞれ対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

（本契約の目的と内容）

- 第1条 事業者は、介護保険法等関係法令に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

（利用料等の支払い）

- 第2条 利用者は、利用月ごとのサービス利用料等を、事業者が利用月の翌月20日までに利用者に届ける請求書により、銀行等利用者指定口座から毎月26日（26日が土・日・祝日の場合は翌営業日）に自動振替にて支払うものとします。
- なお、事業者は利用者から支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。
- 2 自動口座振替業務は事業者と契約したSMB Cファイナンスサービス株式会社が代行するものとします。
- 3 銀行等利用者指定口座から自動振替にて支払いができない利用者は、次の方法による支払いができるものとします。
- ① 利用者が事業者指定口座へ振り込む（この場合、振込手数料は利用者が負担するものとします）。

三井住友銀行 箕面市役所出張所	普通口座 188486
(福) 箕面市社会福祉協議会	

- ② 現金による支払い

（契約期間）

- 第3条 本契約の契約期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から始まり、利用者の要介護（支援）認定の有効期間の満了日をもって終了するものとします。

ただし、契約終了日の2日以前に利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新するものとします。

- 2 利用者が要介護状態区分変更の申請を行い、区分変更認定の結果、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、契約の終了日は変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

(サービスの内容及び利用料等)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、本契約で利用するサービスの内容、利用料等については、別紙重要事項説明書のとおりです。

(利用料等の変更)

第5条 事業者は、介護保険適用範囲が変更となる場合など、利用料等の変更(増額又は減額)を行おうとする場合には、重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、予め利用者にもその内容を通知するものとします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第6条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(サービス内容の変更)

第7条 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する通所介護サービス契約の目的や第11条に定める「居宅サービス計画」に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、事業者に対し、契約期間中に本契約の解約を申し入れることができます。

- 2 この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出るものとし、終了希望日に本契約は解約されます。

ただし、利用者に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

- 3 利用者は、以下の場合には、事業者にも通知することにより直ちに本契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める通所介護サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。

- (2) 事業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

#### (事業者の解約権)

第9条 事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から2週間以上の期間において、利用者へ解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、本契約を解約する予定の日から2週間以上の期間において、利用者へ解約理由を示した文書を通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3 事業者は、利用者が正当な理由なく事業者へ支払うべき利用料等の3ヶ月以上滞納した場合には、利用者に対し、14日以上を定めて、文書による利用料等の支払を催告し、期間内にその支払いがないときは、文書をもって本契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項により本契約を解約する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、または利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

#### (契約の自動終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- (3) 利用者の要介護状態区分が自立とされた場合。

#### (通所介護計画とサービス提供)

第11条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」(ケアプラン)に沿って「通所介護計画」を作成し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、利用者の状況や希望を踏まえて「通所介護計画」を変更するときも同様の取扱いを行います。

- 2 事業者は、通所介護サービスを「通所介護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め利用者またはその家族に説明します。  
また、「通所介護計画」が変更されたときも同様の取扱いを行います。
- 3 事業者は、訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第12条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡するなど必要な援助を行います

(身分証の携行)

第13条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(サービス提供の記録)

第14条 事業者は、通所介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了後に利用者及びその家族に提示し、確認を受けることとします。

2 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供の日から2年間保存します。

3 利用者は、事業者に対し、いつでも前項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・複写を求めることができます。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(秘密保持)

第15条 事業者及びその従業員は、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、それらの個人情報を用いませぬ。

(緊急時の対応)

第16条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(苦情の申立て)

第18条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

なお、当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名称 社会福祉法人箕面市社会福祉協議会 稲デイサービスセンター

電話 072-722-2657 FAX 072-722-3057

- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(契約外条項)

第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(合意裁判管轄)

第20条 本契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。



社会福祉法人 箕面市社会福祉協議会

課 名	電話番号	FAX番号	住 所
総務課・地域福祉推進課・ 相談支援課	072-749-1575	072-727-3590	船場西1-11-35
ボランティアセンター	072-749-1535	072-727-3590	船場西1-11-35
中東部高齢者くらしサポート	072-727-9511	072-727-3597	西宿1-17-22 みのおキューズモールE-1
居宅介護支援事業所	072-727-5432	072-727-3590	船場西1-11-35
訪問介護事業所	072-727-9518 072-727-5441	072-727-3590	船場西1-11-35
稲デイサービスセンター	072-722-2657	072-722-3057	稲 1-14-5
箕面市立介護老人保健施設	072-727-9530	072-727-9538	萱野5-8-2
ふれあいホームサービス	072-727-9517	072-727-3590	船場西 1-11-35
団体事務	072-749-1109	072-727-3590	船場西 1-11-35

※社会福祉協議会（社協）は地域福祉の推進を目的とする社会福祉法人です